

**広島地方最低賃金審議会**  
**第2回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会**  
**議事要旨**

|      |  |                         |                         |
|------|--|-------------------------|-------------------------|
| 開催日時 | 令和5年10月4日（水） 10時54分～12時10分             |                         |                         |
| 開始場所 | 広島合同庁舎2号館6階7号会議室                       |                         |                         |
| 出席状況 | 公益を代表する委員<br>労働者を代表する委員<br>使用者を代表する委員  | 出席 3人<br>出席 3人<br>出席 3人 | 定数 3人<br>定数 3人<br>定数 3人 |
| 主要議題 | 1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について<br>2 その他 |                         |                         |

議 事 要 旨

1 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について

事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。

労働者代表委員は、「人材確保に寄与するためには、広島県の最低賃金額を上回る水準が必要である。自動車製造業の労使協定における最低額が、1,008円なので、その金額に合わせることとし、現在の最低賃金額964円の差額、44円を引上げ額として提示する。」との金額提示があった。

使用者代表委員は、「自動車産業は、広島県の基幹産業である。春闘における小規模企業の賃上げ状況は、連合が、従業員300人未満で、2.90%、経団連が2.94%であり、これらを考慮して、28円の引上げ額を提示する。」との金額提示があった。

その後、公益代表委員が、労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を行ったものの、双方提示金額に変更はなかった。

双方の意見に隔たりが大きく結審は難しい状況であることから、審議を次回に持ち越すこととなった。

2 その他

今後の審議会の日程調整が行われた。

第3回 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会

日 時 10月17日（火） 10時00分～

会 場 合同庁舎3号館1階15号会議室

主な議題 広島県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について